

## 都税に係る軽減措置の概要

### 1 固定資産税等の軽減措置

対 象	経 緯	軽減の割合等
(1) 小規模住宅用地 (面積200㎡までの部分)	○創設 昭和63年度 ○目的 ・ 過重な負担の緩和	都市計画税 $\frac{1}{2}$
(2) 小規模非住宅用地 (面積400㎡以下の土地のうち200㎡までの部分)	○創設 平成14年度 ○目的 ・ 過重な負担の緩和 ・ 中小企業の支援	固定資産税 } 都市計画税 } 2割
(3) 商業地等 (負担水準が65%を超える商業地等)	○創設 平成17年度 ○目的 ・ 過重な負担の緩和	固定資産税 } 負担水準65%に 都市計画税 } 相当する税額まで軽減
(4) 住宅用地等 (税額が前年度の1.1倍(令和3年度は1.0倍)を超える住宅用地等)	○創設 平成21年度 ○目的 ・ 過重な負担の緩和	固定資産税 } 前年度の1.1倍 都市計画税 } (令和3年度は1.0倍) に相当する税額まで軽減

※ 固定資産税・都市計画税は23区内の土地が対象です。

### 2 ZEV導入促進税制※

対 象	経 緯	軽減の割合等
電気自動車(EV)、 プラグインハイブリッド 自動車(PHV)及び燃料 電池自動車(FCV)	○創設 平成21年度 ○目的 ・ 環境負荷の小さい電気 自動車等の取得を支援	自動車税 種別割 初回新規登録を受け た年度及び翌年度か ら5年度分を全額 免除

※ これまでの「次世代自動車の導入促進税制」を名称変更しています。

### 3 民有地を活用した保育所等整備促進税制

対 象	経 緯	軽減の割合等
認可保育所等のために 有料で貸し付けられた土 地のうち、一定の要件を満 たすもの	○創設 平成29年度 ○目的 ・ 待機児童の解消	固定資産税 } 都市計画税 } 10割(5年度分)

※ 固定資産税・都市計画税は23区内の土地が対象です。